

岩手県告示第750号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸広田漁港海岸広田地区海岸及び後浜地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和2年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也